

釧路市医師会看護専門学校学則

第1章 総則

(名称及び所在地)

- 第1条 本校は、釧路市医師会看護専門学校と称する。
2 本校専門課程は、釧路市弥生1丁目4番12号に置く。

(目的)

- 第2条 本校は、教育基本法及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、専門課程を設置し、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による看護師として必要な専門知識と技術を修得させ、豊かな人間性の形成を図り、保健・医療・福祉等地域社会に貢献できる有能な人材を育成することを目的とする。

(課程、学科、修業年限及び定員)

- 第3条 本校の課程、学科、修業年限及び入学定員は次の通りとする。

分野	課程	学科	昼夜の別	修業年限	入学定員人数	総定員
医療	専門課程	看護学科 (3年課程)	昼間	3年	40名	120名

(在籍年限)

- 第4条 本校の学生は、前条に定める修業年限の2倍を超えて在籍することはできない。
2 第11条の第1項の規定により転学及び転入学した者は、同条第2項に規定する在籍すべき年数の2倍を超えて在籍することはできない。
3 同一学年の在籍期間は2年間に限るものとする。ただし、校長が特に必要があると認めるときはこの限りではない。

(自己点検・自己評価)

- 第5条 本校は、第2条の目的を達成するために、教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
2 自己点検・自己評価を行うにあたっては、第38条に定める教職員会議及び学校運営会議で審議する。

第2章 学年・学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学期を次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次の通りとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 夏季休業 (3週間以内) (7月下旬から8月下旬)

(4) 冬季休業 (4週間以内) (12月下旬から1月中旬)

(5) 学年末休業(3週間以内) (3月下旬から4月上旬)

2 校長は、必要により前項の休業日を変更することができる。

3 校長は、教育上必要と認めた時は、第1項の規定に関わらず、休業日を授業日とすることができる。この場合、授業日を休業日に振り替えることができる。

4 非常災害、その他急迫の事情がある時は、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 入学及び転入学等

(入学時期)

第9条 入学の時期は、毎年4月とする。

(入学資格)

第10条 本校に入学することができる者は、学校教育法第90条の規定に該当する者であって、入学試験に合格した者とする。

(転入学等)

第11条 前条に規定する入学資格を有し、本校に転学又は転入学(以下「転入学等」という)を志願する者がある場合は、教育計画、学科及び実習の進度が同程度であり、かつ定員に欠員が生じている場合に限り、転入学等を許可することができる。

2 前項の規定により、転入学等を志願する者がすでに修得した授業科目、単位数の取り扱い並びに在籍すべき年数については、第38条に定める学校運営会議の議を経て校長が決定する。

(入学志願の手続き)

第 12 条 本校に入学又は転入学を志願する者は、所定の入学願書(様式 1)の他、指定した書類を添えて期日までに提出するとともに、別に定める入学検定料を納付しなければならない。

2 転入学等を志願する者は、前項に定める書類及び入学検定料の他、転入学等願(様式 9-1)を提出しなければならない。

(入学者の選考)

第 13 条 前条の入学試験の手続きを完了した者については入学試験を行い、入学者を選考する。

2 その他入学試験に関し必要な事項は入学試験会議の議を経て校長が定める。

(入学等手続き及び許可)

第 14 条 前条の選考により合格した者で、入学又は転入学等の許可を受けようとする者は、所定の期日までに保護者等を定め、これを連署とした誓約書を提出し、入学金を納付しなければならない。

2 校長は、前項の手続きを完了した者に対し、入学又は転入学等を許可する。

3 校長は、第 1 項に定める手続きが期日までに行われない時、又は出願の書類に虚偽の記載がある場合は、入学を取り消すことができる。

(保護者等)

第 15 条 保護者等は、当該学生の在籍中における行為について学則等の諸規則を遵守・するよう指導・監督する責任を負うものとする。これについて保護者等は、書面(様式 2)により誓約しなければならない。

2 保護者等の変更、又は保護者等の住所、氏名に変更があった場合、直ちに書面(様式 2-1)にて、その旨を校長に届け出なければならない。

3 その他、保護者等については別に定める。

第 4 章 教育課程、成績評価・単位認定、進級及び卒業

(授業科目、単位数及び時間数)

第 16 条 本校における授業科目、単位数及び時間数は、別表 1 及び別表 1-2 のとおりとする。

2 別表 1 及び別表 1-2 に規定する講義及び演習は 1 5 時間から 3 0 時間、実験、実習及び実技については 3 0 時間から 4 5 時間、臨地実習は 4 5 時間をもって 1 単位とする。

(入学前の授業科目の履修等)

第 17 条 本校入学前に、放送大学及びその他大学、若しくは高等専門学校又は歯科衛生士、

診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学士、義肢装具士、救急救命士及び言語聴覚士の資格に係わる学校、又は養成所において、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）別表第3の2に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修している者から、その単位の認定について申請があった場合は、履修した学習内容を評価し、本校における教育内容に相当する者と認められる時は、校長は、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で、本校において履修したものと単位認定することができる。

- 2 本校入学前に、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号の規定に該当する者で、本校に入学した者の単位の認定について申請（様式3-1）のあった場合は、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（昭和26年厚生省令第50号）別表第4の定める基礎分野に限り既習の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる時は、校長は、本校において履修したものと単位認定（様式3-2）することができる。

（成績評価及び単位の認定）

第18条 単位の認定は、講義及び臨地実習等に必要な時間の取得状況並びに当該授業科目の試験、又は学習状況により評価を行い、学習評価に合格した者に当該授業科目の単位の修得を認定する。

- 2 1科目に複数の担当教員で担当している場合、各担当教員の出席時間が授業時間数の3の2に達しなければ評価を受ける資格を失う。ただし、校長が病気等の理由で正当な理由であると認める場合は、当該科目の不足時間を補い評価を受けることができる。
- 3 授業科目の評価は、1科目100点を満点とする。
- 4 評価は、優（80点以上）、良（70点から79点）、可（60点から69点）、及び不可（60点未満）として、可以上を合格とする。
- 5 病気その他正当な理由により試験を受けることができなかつた者に対しては、追試験をする。また、本試験の不合格者に対しては、再試験を行うことができる。

（授業科目の先修条件）

第19条 校長は、授業科目の先修条件を定めることができる。

- 2 成人看護学実習、老年看護学実習、小児看護学実習、母性看護学実習、精神看護学実習及び在宅看護論実習、統合実習の前に基礎看護学実習の単位を取得していなければならない。

（卒業）

第20条 校長は、所定の単位を修得した者に対し、認定会議の議を経て卒業を認定する。

- 2 校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書（様式4）を授与する。
- 3 前項により、本校専門課程を卒業した者は、専門士（医療専門課程）と称することを認める。

(資格の取得)

第 21 条 本校専門課程を卒業した者には、看護師国家試験の受験資格が与えられる。

第 5 章 欠席・休学・復学・退学及び転学

(欠席)

第 22 条 学生は、疾病その他正当な理由により欠席しようとするときは、その理由を記した書類（様式 5）を添えて、速やかに校長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、欠席が疾病のため 7 日を超えるときは、医師の診断書を添えなければならない。

(休学)

第 23 条 学生は、疾病その他正当な理由により休学しようとする時は、休学願（様式 6-1）に保護者等連署のうえ、校長に提出し、その許可（様式 6-2）を得て休学することができる。

2 前項の場合において、休学が疾病による時は、医師の診断書を添えなければならない。

3 疾病等により、就学が適当でないと認められる者については、校長は、休学を命ずることができる。

4 休学期間は 1 年以内とし、在籍期間に含むこととする。

(復学)

第 24 条 休学期間満了の場合、又は休学期間であってもその事由が消滅した場合には、復学願（様式 7-1）に保護者等連署のうえ、理由を記して校長に提出し、その許可（様式 7-2）を得て復学することができる。

(退学)

第 25 条 学生が退学しようとするときは、退学願（様式 8-1）に保護者等連署のうえ、理由を記して校長に願い出て、その許可（様式 8-2）を受けなければならない。

(転学)

第 26 条 学生が他の看護師学校養成所（3 年課程）に転学を希望するときは、転学・転入学願（様式 9-1）に保護者等連署のうえ、理由を記して校長に願い出て、その許可（様式 9-2）を受けなければならない。

第6章 賞 罰

(表彰)

第 27 条 校長は、表彰に値する行為を行った学生を表彰することができる。

(懲戒)

第 28 条 校長は、本校の規則若しくは校長の命令に違反し、又は学生の本分に反する行為があった者に対し、所定の手続きによって懲戒を行う事ができる。

2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。停学の場合は在籍期間に算入する。

3 懲戒の詳細については、別に定める

(本校の命ずる退学)

第 29 条 校長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、学校運営会議の議を経て、退学を命ずることができる。

(1) 正当な理由がなく、欠席及び遅刻が多い者

(2) 著しく学習を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(4) 授業料等を納期まで納付せず、かつ督促しても納付しない者

第7章 健康管理

(健康管理)

第 30 条 校長は、学生に対して年1回以上の健康診断を実施する。

第8章 入学検定料・入学料及び授業料等

(納付義務)

第 31 条 入学を志願する者は入学検定料を、入学の許可を受けようとする者は入学料を、また、入学を許可された者は施設設備費、実習費及び授業料をそれぞれ納めなければならない。

(入学検定料・入学料・授業料等の額)

第 32 条 入学検定料、入学料、施設設備費、実習費及び授業料の額は、別表2に示すとおりである。

(授業料の徴収)

第 33 条 授業料は、出欠席の有無に関わらず徴収する。

2 授業料の納付期限は、次のとおりとする。

第 1 期 (4 月～6 月までの分) 4 月 10 日まで

第 2 期 (7 月～9 月までの分) 7 月 10 日まで

第 3 期 (10 月～12 月までの分) 10 月 10 日まで

第 4 期 (1 月～3 月までの分) 1 月 10 日まで

(休学の場合の授業料)

第 34 条 休学を許可又は命じられた者は、休学期間の授業料を徴収しない。

(停学及び退学の場合の授業料等)

第 35 条 退学を許可又は停学及び退学を命じられた者の当該月の授業料等は、徴収する。

(入学検定料・入学料)

第 36 条 既に納入された入学検定料及び入学料は、返還しない。但し、校長が特に必要があると認めた時はこの限りでない。

第 9 章 職員組織及び運営

(職員)

第 37 条 本校に次の職員をおく。

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 校長 | 1 名 |
| (2) 副校長 | 1 名 |
| (3) 教務主任 | 1 名 |
| (4) 実習調整者 | 1 名 |
| (5) 専任教員 | 6 名以上 |
| (6) 講師 | 若干名 |
| (7) 校医 | 1 名 |
| (8) 事務長 | 1 名 |
| (9) 事務職員 | 2 名以上 (図書職員 1 名含む) |

2 校長は、前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3 職員の職務分掌については別に定める。

(会議)

第 38 条 本校の円滑な運営と教育内容の充実・向上を図るため、以下の会議を設ける。

- (1) 学校運営会議
- (2) 教職員会議
- (3) 認定会議
- (4) 実習施設会議
- (5) 臨地実習指導者会議
- (6) 入学試験会議
- (7) 講師会議

2 各種会議の運営・役割については、本校職務分掌の定めるところによる。

第10章 雑 則

(委任)

第39条 本学則に定めるほか、学校運営に関して必要な諸規程は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 昭和41年4月1日施行の准看護学校学則は廃止する。
- 3 本学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 4 本学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 5 本学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 6 本学則は、平成25年4月1日から施行する。
尚、学則別表1-1は、平成25年3月31日に在籍している学生に適用し、学則別表1-2は、平成25年4月以降に入学する学生に適用する。
- 7 本学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 8 本学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 9 本学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 10 本学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 11 本学則は、令和4年4月1日から施行する。
尚、学則別表1は、令和4年3月31日に在籍している学生に適用し、学則別表1-2は、令和4年4月以降に入学する学生に適用する。

(学則;別表1)

「教育課程」

釧路市医師会看護専門学校

科目		単位	時間数	科目		単位	時間数
基礎分野	論理学	1	30	専門分野Ⅱ	成人看護学概論	1	15
	情報科学	1	30		成人看護学方法論Ⅰ	1	30
	哲学	1	30		成人看護学方法論Ⅱ	1	30
	看護物理学	1	15		成人看護学方法論Ⅲ	1	30
	心理学	1	30		成人看護学方法論Ⅳ	1	30
	教育学	1	30		成人看護学方法論Ⅴ	1	30
	社会学	1	30		成人看護学実習Ⅰ	2	90
	生物学	1	15		成人看護学実習Ⅱ	2	90
	人間関係論Ⅰ	1	15		成人看護学実習Ⅲ	2	90
	人間関係論Ⅱ	1	15		老年看護学概論	1	15
	文化人類学	1	30		老年看護学方法論Ⅰ	1	30
	生活科学	1	30		老年看護学方法論Ⅱ	1	30
	英語	1	30		老年看護学方法論Ⅲ	1	30
	(小計)	13	330		老年看護学実習Ⅰ	2	90
専門基礎分野	解剖生理学Ⅰ	1	30		老年看護学実習Ⅱ	2	90
	解剖生理学Ⅱ	1	30		小児看護学概論	1	15
	解剖生理学Ⅲ	1	30		小児看護学方法論Ⅰ	1	30
	解剖生理学Ⅳ	1	30		小児看護学方法論Ⅱ	1	30
	生化学	1	30		小児看護学方法論Ⅲ	1	30
	栄養学	1	30		小児看護学実習	2	90
	微生物学	1	30		母性看護学概論	1	15
	薬理学	1	30		母性看護学方法論Ⅰ	1	30
	病理学	1	30		母性看護学方法論Ⅱ	1	30
	病態治療学Ⅰ	1	30		母性看護学方法論Ⅲ	1	30
	病態治療学Ⅱ	1	30		母性看護学実習	2	90
	病態治療学Ⅲ	1	30		精神看護学概論	1	30
	病態治療学Ⅳ	1	15		精神看護学方法論Ⅰ	1	30
	病態治療学Ⅴ	1	15		精神看護学方法論Ⅱ	1	30
	病態治療学Ⅵ	1	15		精神看護学方法論Ⅲ	1	15
	総合医療論	1	15		精神看護学実習	2	90
	公衆衛生学	1	15		(小計)	38	1305
	社会福祉論	2	30	統合分野	在宅看護概論	1	15
	関係法規	1	15		在宅看護方法論Ⅰ	1	30
	看護形態機能学Ⅰ	1	15		在宅看護方法論Ⅱ	1	30
	看護形態機能学Ⅱ	1	30		在宅看護方法論Ⅲ	1	30
	(小計)	22	525		在宅看護論実習	2	90
専門分野Ⅰ	基礎看護学概論Ⅰ	1	30		看護管理	1	15
	基礎看護学概論Ⅱ	1	15		医療安全	1	30
	基礎看護学概論Ⅲ	1	15		災害看護	1	30
	基礎看護学概論Ⅳ	1	15		看護技術評価	1	15
	基礎看護学方法論Ⅰ	1	30		統合実習	2	90
	基礎看護学方法論Ⅱ	1	30	(小計)	12	375	
	基礎看護学方法論Ⅲ	1	30	(総計)	101単位	3000時間	
	基礎看護学方法論Ⅳ	1	30				
	基礎看護学方法論Ⅴ	1	30				
	基礎看護学方法論Ⅵ	1	30				
	基礎看護学方法論Ⅶ	1	30				
	基礎看護学方法論Ⅷ	1	15				
	基礎看護学方法論Ⅸ	1	30				
	基礎看護学実習Ⅰ	1	45				
	基礎看護学実習Ⅱ	2	90				
	(小計)	16	465				

(学則;別表1-2)

「 教 育 課 程 」

釧路市医師会看護専門学校

科目		単位	時間数	科目		単位	時間数
基礎分野	文章表現	1	30	専門分野	地域・在宅看護論概論Ⅰ	1	15
	情報通信技術の基礎	1	30		地域・在宅看護論概論Ⅱ	1	15
	哲学	1	15		地域・在宅看護論方法論	1	30
	看護物理学	1	15		地域・在宅看護論方法論	1	15
	心理学	1	30		地域・在宅看護論方法論	1	15
	教育学	1	30		地域・在宅看護論方法論	1	15
	社会学	1	15		成人看護学概論	1	15
	生物学	1	15		成人看護学方法論Ⅰ	1	30
	人間関係論Ⅰ	1	15		成人看護学方法論Ⅱ	1	30
	人間関係論Ⅱ	1	15		成人看護学方法論Ⅲ	1	30
	文化人類学	1	15		成人看護学方法論Ⅳ	1	30
	生活科学	1	15		成人看護学方法論Ⅴ	1	15
	英語	1	15		成人看護学方法論Ⅵ	1	15
	体育	1	15		老年看護学概論	1	15
	(小計)	14	270		老年看護学方法論Ⅰ	1	30
専門基礎分野	人体構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進			老年看護学方法論Ⅱ	1	30	
	解剖生理学Ⅰ	1	30	老年看護学方法論Ⅲ	1	30	
	解剖生理学Ⅱ	1	30	小児看護学概論	1	15	
	解剖生理学Ⅲ	1	30	小児看護学方法論Ⅰ	1	30	
	解剖生理学Ⅳ	1	15	小児看護学方法論Ⅱ	1	30	
	解剖生理学Ⅴ	1	15	小児看護学方法論Ⅲ	1	30	
	生化学	1	15	母性看護学概論	1	15	
	栄養学	1	30	母性看護学方法論Ⅰ	1	30	
	微生物学	1	30	母性看護学方法論Ⅱ	1	30	
	薬理学	1	30	母性看護学方法論Ⅲ	1	30	
	病理学	1	30	精神看護学概論	1	15	
	病態治療学Ⅰ	1	30	精神看護学方法論Ⅰ	1	30	
	病態治療学Ⅱ	1	30	精神看護学方法論Ⅱ	1	30	
	病態治療学Ⅲ	1	30	精神看護学方法論Ⅲ	1	15	
	病態治療学Ⅳ	1	15	看護管理	1	15	
	病態治療学Ⅴ	1	15	医療安全	1	30	
	病態治療学Ⅵ	1	15	災害看護	1	30	
	健康支援と社会保障制度			看護技術評価	1	15	
	医療概論	1	15	(小計)	46	1095	
	公衆衛生学	1	15	臨地実習			
	社会福祉論	1	30	基礎看護学実習Ⅰ	1	45	
	関係法規	1	15	基礎看護学実習Ⅱ	2	90	
看護形態機能学Ⅰ	1	15	成人・老年看護学実習Ⅰ	2	90		
看護形態機能学Ⅱ	1	15	成人・老年看護学実習Ⅱ	2	90		
(小計)	22	495	成人・老年看護学実習Ⅲ	2	90		
専門分野	基礎看護学概論Ⅰ	1	30	成人・老年看護学実習Ⅳ	2	90	
	基礎看護学概論Ⅱ	1	15	老年看護学実習	2	90	
	基礎看護学概論Ⅲ	1	15	小児看護学実習	2	90	
	基礎看護学概論Ⅳ	1	15	母性看護学実習	2	90	
	基礎看護学方法論Ⅰ	1	30	精神看護学実習	2	90	
	基礎看護学方法論Ⅱ	1	30	地域・在宅看護論実習	2	90	
	基礎看護学方法論Ⅲ	1	30	統合実習	2	90	
	基礎看護学方法論Ⅳ	1	30	(小計)	23	1035	
	基礎看護学方法論Ⅴ	1	30	(総計)	105	2895	
	基礎看護学方法論Ⅵ	1	30				
	基礎看護学方法論Ⅶ	1	30				
	基礎看護学方法論Ⅷ	1	15				
	基礎看護学方法論Ⅷ	1	15				
	基礎看護学方法論Ⅸ	1	30				

別表2

釧路市医師会看護専門学校

項 目	金 額
入 学 検 定 料	¥20,000
入 学 料	¥200,000
施 設 設 備 費	¥ 150,000/年
実 習 費	¥ 100,000/年
授 業 料	¥ 70,000/月